

消費税率の改定に伴うお知らせ

2019年10月1日から消費税率改定に伴い、消費税率が8%から10%へ引き上げられます。今回の改正に伴い当会の消費税率の取り扱いについて、以下の通りご案内致します。

1. 正会員の年度会費について

金額:10,000円(特定非営利活動事業による消費税非課税対象につき10,000円のままとなります)

2. 更新必修講座、単位認定講習会、支部研修会等各種講習会受講料について

セミナー開催日が9月30日までのものは、支払日に関わらず8%の課税となります。

セミナー開催日が10月1日以降のものは、支払日に関わらず10%の課税となります。

3. 書籍等物品販売の取り扱いについて

9月30日までにご注文いただいたものは、支払日に関わらず8%の課税となります。

10月1日以降にご注文いただいたものは、支払日に関わらず10%の課税となります。

※過去に発行した書籍等にて5%、8%の内税表示となっている場合も上記に照らして消費税額が変更となります。

4. その他の消費税課税対象の取り扱いについて

9月30日までにご依頼、お申し込んだものは、支払日に関わらず8%の課税となります。

10月1日以降にご依頼、お申し込んだものは、支払日に関わらず10%の課税となります。

NPO 法人日本健康運動指導士会

本部事務局